

令和7年度第2回XR・メタバース等産業展実行委員会

次 第

日時：令和7年7月22日（火）10：00～

場所：オンライン

1 開 会

2 議 事

第1号議案 XR・メタバース等産業展実行委員会財務規程の改正について

第2号議案 XR・メタバース等産業展実行委員会業者等選定委員会設置
要綱の改正について

第3号議案 実施計画について

第4号議案 キービジュアルについて

第5号議案 アンバサダーについて

3 閉 会

(配付資料一覧)

【資料1-1】 XR・メタバース等産業展実行委員会財務規程改正案

【資料1-2】 XR・メタバース等産業展実行委員会財務規程新旧対照表

【資料2-1】 XR・メタバース等産業展実行委員会業者等選定委員会設置要綱改正案

【資料2-2】 XR・メタバース等産業展実行委員会業者等選定委員会設置要綱新旧対照表

【資料3】 実施計画案

【資料4】 キービジュアルについて

【資料5】 アンバサダーについて

XR・メタバース等産業展実行委員会財務規程（案）

制定 令和6年5月17日

一部改正 令和6年7月 8日

一部改正 令和7年 月 日

【総 則】

（目的）

第1条 この規程は、XR・メタバース等産業展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、実行委員会の事業の効率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

（財務管理の基本）

第2条 実行委員会の財務は、法令、実行委員会事務規程、本規程及びその他実行委員会が定める規程による。

（会計単位）

第3条 委員会の会計単位はXR・メタバース等産業展実行委員会事業の単一会計単位とする。

2 XR・メタバース等産業展実行委員会事業は法人税法上の収益事業として本規程を適用する。

（会計年度）

第4条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、実行委員会設立年度は、実行委員会を設立した日から当該年度3月31日までとする。

（出納の閉鎖）

第5条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

（会計責任者）

第6条 実行委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

【勘定科目・帳簿組織】

（勘定科目）

第7条 実行委員会の勘定科目は、財政状態及び正味財産の増減を適切に整理するため、別表により処理するものとする。ただし、必要に応じてその他の勘定科目を設けることができる。

(会計処理の基準)

第8条 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とし、その日を決定しがたい場合は、その原因となる事実を確認した日の属する会計年度とする。

2 前項の他、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に準拠する。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は複式簿記の原則に従って明瞭かつ整然と作成しなければならない。

2 主要簿は仕訳帳及び総勘定元帳とし、必要に応じて補助簿を設けることができる。

3 事務局長は、委員会の適正な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第1号）及び預金出納簿（別記様式第2号）を備え整理しなければならない。

(帳簿書類の保存期間)

第10条 帳簿書類の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについては法令の定めによる。

① 決算書類	10年
② 予算書	10年
③ 会計帳簿	10年
④ 契約書・証憑書類	10年

【収支予算】

(予算編成及び執行の原則)

第11条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(予算案の作成)

第12条 委員長は、会計年度開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、実行委員会の会議に提出するものとする。

(予算の執行)

第13条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

- 3 前項における委員長の承認は、20%を超えない場合、省略することができる。

【金銭出納】

(指定金融機関)

第14条 実行委員会の預金口座を設ける金融機関の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第15条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局商工部経営支援課課長代理（事業運営担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
- 3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証書類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第16条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。ただし、金融機関等において振込みが行われた場合は、その控えをもって領収証とし、希望のある場合のみ、別途領収書を発行する。
- 3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第17条 事務局長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認のうえ、行わなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
- (2) その他事務局長が請求書を徴する必要があると認めた場合

- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払については、事務局長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(仮払)

第18条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

【契約】

(契約方法)

第 19 条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 競争入札による方式
- (2) 企画提案方式
- (3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

(入札参加者の指名)

第 20 条 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 21 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 19 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 200 万円 (税込) 未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 100 万円 未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 22 条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がない

ものであるとき。

(2) 契約金額 100 万円（税込）未満の契約

(3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの又は事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第 23 条 事務局長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

【決 算】

(決算資料の作成等)

第 24 条 委員長は、会計期間終了後、次の財務諸表及び事業報告書を速やかに作成しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 正味財産増減計算書

(税務申告)

第 25 条 委員長は、法令に基づき、法人税等及び消費税等について法定期限までに税務申告を行う。

【雑 則】

(電子取引データに関する取扱い)

第 26 条 電子取引データの取扱いについては、別紙「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」による。

(補 則)

第 27 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別 記

第1号様式	現金出納簿（第9条関係）
第2号様式	預金出納簿（第9条関係）
第3号様式	収入調定書（第16条関係）
第4号様式	支出決定書（第17条関係）
第5号様式	支出決定書〔資金前渡〕（第18条関係）
第6号様式	精算額調定書（第18条関係）
第7号様式	収入管理簿（第16条関係）
第8号様式	支出管理簿（第17条関係）

改 正 案	現 行
<p>第 1 条から第 20 条まで (現行のとおり)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第 21 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 19 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) から (2) まで (現行のとおり)</p> <p>(3) 予定価格が <u>200 万円</u> (税込) 未満の売買契約その他の契約をするとき。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が <u>100 万円</u> 未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>第 22 条から第 27 条まで (現行のとおり)</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条から第 20 条まで (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第 21 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 19 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 予定価格が <u>100 万円</u> (税込) 未満の売買契約その他の契約をするとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が <u>50 万円</u> 未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>第 22 条から第 27 条まで (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。</p>

別 記
(現行のとおり)

別 記
(略)

XR・メタバース等産業展実行委員会業者等選定委員会設置要綱（案）

制定 令和6年7月8日

一部改正 令和7年 月 日

（目的）

第1条 XR・メタバース等産業展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、XR・メタバース等産業展実行委員会業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 300万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- (2) 一件予定価格 200万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- (3) 一件予定価格 200万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- (4) 一件予定価格 150万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 100万円以上の特定業者の選定に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

（構成）

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局商工部商工施策担当部長【事務局外の職員】

委員 同局商工部事業推進担当課長【事務局外の職員】

同局商工部調整課課長代理（経理担当）【事務局外の職員】

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

（選定委員会の運営）

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は令和6年 7月 8日から施行する。

附則

この要綱は令和7年 月 日から施行する。

改正案	現行
<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格 <u>300万円</u>以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(2) 一件予定価格 <u>200万円</u>以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(3) 一件予定価格 <u>200万円</u>以上の委託契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(4) 一件予定価格 <u>150万円</u>以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格 <u>100万円</u>以上の特定業者の選定に関する事</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>第3条から第9条まで (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は令和6年 7月 8日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格 <u>160万円</u>以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(2) 一件予定価格 <u>100万円</u>以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(3) 一件予定価格 <u>100万円</u>以上の委託契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(4) 一件予定価格 <u>80万円</u>以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格 <u>50万円</u>以上の特定業者の選定に関する事</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は令和6年 7月 8日から施行する。</p>

実施計画案

<資料3>

大項目	実施内容
展示商談会	<p>【出展概要】 募集期間: 令和7年7月29日(火)～10月10日(金)</p> <p>①出展者数(KPI) ➡全体で300事業者(200企業+100クリエイター) 計250小間を目標</p> <p>②基礎小間 ➡サイドパネルを開けたオープンな仕様 無料で1オプション追加(壁面パネル印刷・展示台・ロゴ印刷等)</p> <p>③早期出展申込特典 ➡早期申込みでさらにもう1つオプションを追加</p>
	<p>【出展者支援】</p> <p>④出展者説明会の実施(11月)</p> <p>⑤出展者個社ページ作成サポート</p> <p>⑥ブース装飾サポート</p> <p>⑦接客スキル向上オンラインセミナー</p> <p>⑧大企業・中小企業のバイヤー招待</p> <p>⑨マッチングコンシェルジュブースの設置</p>
ピッチ	<p>①「デジコンクス ザ・ピッチ(仮称)」などと名称を付して開催</p> <p>②大企業を除く企業・クリエイター等が対象(分野は問わない)</p> <p>③表彰 ➡グランプリ(1者) ➡部門賞(準グランプリ、分野毎に設定、3者程度) 例)「XR、メタ、Web3」「AI」「アニメ・映像・ゲーム・音楽」など ➡特別賞(参加者のすそ野拡大を目的に設定、3者程度) 例)クリエイター特別賞、スタートアップ応援賞(創業3年以内)等</p>

実施計画案

大項目	実施内容
セミナー	<ul style="list-style-type: none">①メタバース未来展望AI時代につながる地殻変動とは？②その先のメタバース ～将来像を共有します～③社会基盤のためのメタバース:実世界とインタラクティブなVRの融合④デジタルツイン関連テーマ⑤メタバース関連テーマ⑥“ファン国家”の実現に向けて——Web3にロマンを感じる理由⑦画像生成AIは、使える、使えない？— 日本市場における画像生成AIの現在地⑧AIエージェントの深層—— コンテンツ業界に与える衝撃⑨話題のハイテク展示会で見てきた2026年のXR新世界⑩バーチャルプロダクション2026年最新事例⑪XR関連テーマ⑫生成AIを活用したゲーム最新事例 <p>※パブリックデイのステージイベントはアンバサダーの決定を踏まえて調整</p>
体験企画	<ul style="list-style-type: none">①ロケーションベース没入型XR施設②超初心者のためのFORTNITE教室③メタバース体験エリア④裸眼立体視体験エリア

実施計画案

大項目	実施内容
全 体 業 務 運 営	①プレイベント <11月を予定> ⇒アンバサダー参加企画、業界動向セミナーの実施、ネットワーキングイベント
	②開会式 ⇒アンバサダーパフォーマンス・有識者によるオープニングセッション等
	③ネットワーキングイベント <1/9(金)閉会后実施予定> ⇒参加企業全社に、約30秒間のピッチタイム(自社紹介)を提供
	④協賛企業の獲得
	⑤クリエイターズCaféの設置 ⇒来場インセンティブとしてコーヒー無料券を配布
	⑥テレワークエリアの設置
	⑦来場者記念品の配付
	⑧ARポイントラリーの実施
	⑨一般来場者向けアンケートの実施

実施計画案

大項目	実施内容
広報展開 (出展者)	①過去出展者や関連団体・企業への出展案内(チラシの送付、架電、メール等)
	②関連団体、インキュベーション施設、大企業、大学、金融機関、スタートアップ企業、クリエイター関連団体などへのダイレクトマーケティング
	③出展募集説明会(オンライン)の複数回実施
	④日経グループメディア読者向けダイレクトメール →地域や企業規模、業種、役職、記事閲覧履歴などからターゲットを選定の上、アプローチ
	⑤Web広告(Webバナー・Web記事等) →PRONews・日経クロステックでのWebバナー掲載 日経クロストrendでの記事掲載など
	⑥類似展示会への営業
	⑦インフルエンサーによるPR →インフルエンサーマーケティングに長けた代理店の活用
	⑧定期的なメルマガ配信 → 事務局による隔週での情報発信

実施計画案

大項目	実施内容
広報展開 (来場者)	①過去来場者へメールや郵送による招待状の送付
	②東京ゲームショウ2025ビジネスデイ来場者向け配布冊子への広告掲載
	③メディアパートナー等 →日経クロストレンド(事前記事、当日記事、アンバサダー独占インタビュー等)
	④Xフォロー・リポストキャンペーン
	⑤PR動画の作成 → SNS広告枠での映像拡散
	⑥Web広告(Webバナー・Web記事・リスティング広告等)
	⑦関連事業者(出展者・登壇者・アンバサダー等)による告知の徹底
	⑧プレスリリースの最適化 → 広報事務局が持つリストに適切に配信